

議案第7号

飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 職員の研修の状況</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年九月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十三号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久

<p>他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは職員の事務局長で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは職員の事務局長に相当するもの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の職員若しくは役員又はこれらに類する者として</p>	<p>他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

第五十三條第三項の表に次のように加える。

第六十條第七号

条例を定めている地方公共団体

設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十條の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。）が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならぬ。

第六十二條の二 第五十九條第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもの職員（地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対する同法第三十八條の二から第三十八條の六までの規定（同法第三十八條の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十條第四号から第八号まで及び第六十三條の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三條第三項の規定により読み替へて適用する同法第三十八條の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八條の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する職員の事務局長の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

第五十條の二 第五十三條第三項の表に次のように加える。

第五 設立団体が二以上である場合における第五十條の二及び第五十三條第三項から第六項までの規定の適用については、第五十條の二の表第三十八條の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、設立団体にあっては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体において、条例適用設立団体」と、同表第三十八條の二第七項の項、第三十八條の二第八項の項、第三十八條の三の項、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項の項、第三十八條の二第六項の項、第三十八條の六第二項の項及び第六十條第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第三項の表第六條第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第六條第二十三條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六條各号列記に

外の部分の項、第二十六條の五第一項、第五項及び第六項（第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項の項、第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第一項及び第二項の項、第二十八條の四第一項の項、第二十八條の四第二項及び第三項の項、第二十九條第二項の項、第二十九條第四項及び第二十九條の二第二項の項、第三十二條の項、第三十五條の項、第三十六條第二項の項、第三十八條の三、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項の項、第三十八條の六第一項の項、第三十八條の六第二項の項及び第六十條第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十三條第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中地方独立行政法人法第五十四條及び第百三十條第二号の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第十五條の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三條の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十五條の二並びに第二十三條の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、第二條の規定による改正後の地方独立行政法人法第五十四條第三項中「地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十條の二）とあるのは、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）」第一條の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第二條の規定による改正後の第五十條の二）とする。（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第一條の規定による改正前の地方公務員法（以下この条において「旧法」という。）第四十條第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第三章第三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

2 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第百五十六條第一項に規定する行政機関、同法第二百二條の四第三項に規定する地域自治区の事務所、同法第二百四十四條第一項に規定する公の施設並びに同法第二百五十二條の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所をいう。以下この項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五條の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

第三章第七節の節名を次のように改める。

第七節 研修

第四十条を次のように改める。

第四十条 別除

第五十八条の二第二項中「任命権者は」の下に、「次条に規定するもののほか」を、「任用」の下に、「人事評価」を、「服務」の下に、「退職管理」を加え、及び勤務成績の評定を削り、同条の次に次の一条を加える。

(等級等ごとの職員数の公表)

第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

第六十条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同条に次の五号を加える。

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五 地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に在職していた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に在職していた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者(第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る)。

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第十九条第一項後段」を「第十八条の三(第二十一条の四第四項において準用する場合を含む)」に改める。

本則に次の三条を加える。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為(当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に就かせることを依頼し、若しくは当該役員若しくは役員であつた者を当該地位に就かせることを依頼し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に關し、他の役員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同条において準用する場合を含む)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしないようになつた職員

第六十四条 第三十八条の二第二項、第四項又は第五項の規定(同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む)に違反して、役員又はこれらに規定する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く)は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「者を除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(役員等の退職管理)

第五十条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八條第一項(第四号に係る部分に限る)及び第三十八條の二から第三十八條の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)並びに同法第六十條(第四号から第八号までに係る部分に限る)及び第六十三條の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第五十條の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八條第一項(第四号に係る部分に限る)及び第三十八條の二から第三十八條の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)並びに同法第六十條(第四号から第八号までに係る部分に限る)及び第六十三條の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。



(抜粋)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十四号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「職階制(第二十三条)を「人事評価(第二十三条の四)」に、第六節 服務(第三十条―第三十八条)を「第六節 服務(第三十条―第三十八条)」に改め、

「及び勤務成績の評定」を削り、「第六十二条」を「第六十五条」に改める、

第一条中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に、「退職管理」を加え、「及び勤務成績

の評定」を削る。

第六条第一項中「職員の任命」の下に、「人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎

とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行

われる勤務成績の評定をいう。以下同じ。」を加える。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第八条第一項第二号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同

項第七号を次のように改める。

七 削除

第九条第二項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九条の二第三項中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。

第十五条中「勤務成績」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一

条を加える。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に

任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に

任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二

号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行

する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び職員の職長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標

準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。